

民と官の連携による公共サービス改革検討委員会議事録
(平成21年度第4回目)

- 1 開催日時 平成21年7月30日(木) 午後2時 ~ 午後4時
 2 開催場所 富士見市役所 2階 市長公室
 3 出欠状況

阿部委員	市川委員	伊藤委員	河村委員	福嶋委員	船生委員
事務局 (政策財務課)	総合政策部長、政策財務課長、同課主査、同課主任				

- 4 議 題 (1) 補助金の見直しについて
 (2) その他

5 議事内容

<p>1 開会 2 委員長あいさつ 3 議事 (1) 補助金の見直しについて 【資料】・自治体補助金改革の取組状況 ・過去の補助金見直しと補助金額の推移等について ・制度的補助と制度外補助一覧 ・補助金交付基準(案) ・先進自治体補助金等交付基準</p> <p>事務局：資料に基づき、第3回の会議で依頼のあった「過去の補助金総額の推移と件数、補助団体数」と「制度としての補助とそれ以外の補助の分類分け」について説明</p> <p>委員長：補助金の見直しを行うに当たって、制度的補助と制度外補助の仕分けがベースとなるので、これを中心に意見交換していくということになると思いますが、その他の配布資料を含めて質問等はありませんか。</p> <p>委 員：毎年、同じような対象者に、同じような金額の補助を支出しているのか。</p> <p>事務局：補助額の変更はありますが、おおむね毎年同じように補助金を支出しています。</p> <p>委 員：補助の終了といったものはないのか。</p> <p>事務局：補助制度の終了するものや、時限といってあらかじめ終期を定めている補助もあります。今回の資料には表示しておりませんが、最近制度化した福祉関係の補助制度には、要綱上に例えば3年後に廃止するとあらかじめ定めているものがありますが、件数的にはまだ少ないと思います。</p> <p>委 員：制度的補助については、見直しの議論をしなくてもよいというものですか。</p> <p>事務局：制度的補助についても、補助制度上の見直しができますので、見直しの対象となります。3回目の会議では、制度的補助については事業仕分けによ</p>

る見直しとし、それ以外の補助についてこの委員会で見直しをするということになっています。

委員：制度外の補助というのは、補助を受けている団体以外の団体からの補助金の応募はないという性質のもので、見直しをしなくてもよいということか。

事務局：確かに応募数の少ない補助があるとは思いますが、行政の立場からわかるものではないので、見直しの対象となります。また、制度的補助については事業仕分けを視野にいれた見直し、それ以外の補助については公募による見直しとする予定です。

委員長：公平性の議論は、制度としての補助であるか否かとは違うということです。制度外補助としたものの中にも、制度的補助があると思いますが、いかがですか。

事務局：要綱上の補助対象者に該当すれば、誰もが補助を受けることができるというものも、実績等から特定の補助対象者以外の者からの補助申請が難しいと判断したものは、委員会による見直しをしていただいた方がよいと考え、あえて制度外の補助とさせていただきました。

委員長：事務局の説明のとおり分類したとしても、実際の審査に当たっては、会に対する補助が適正か否かを判断するのではなく、この補助制度が適正か否かを判断することになりますので、制度的補助と仕分けすべきです。

事務局：委員会による見直しを活用した方がよいのではと判断して資料のとおり分類させていただいたものです。

委員長：補助金の見直しはそもそも全てであり、個別に見た場合、制度外の補助よりも、はるかに制度的補助の方が予算規模の大きいものばかりであるため、事業仕分けによる見直しの方が効果的であると思いますので、改めて制度的補助と制度外補助の整理をお願いします。

事務局：補助対象者以外の者が今後もでないと明確に判断できるものは制度外の補助に、可能性があるものは制度的補助と仕分けをしたいと思いますが、どうですか。

委員長：そのような視点での仕分けでよいと思いますが、よろしいですか。

委員：明確に仕分けるために、要綱上での特定の有無で制度的補助と制度外補助に分けた方がよいと思います。

委員長：確かに、今のご意見のとおり行うことも正論であると思います。補助の交付実績等の実態にかかわらず、特定者を限定した補助であるか否かを判断基準にして仕分けを行うということにしますか。

委員：実際の審査に当たっては、この補助制度が適正か否かを判断することになるとと思いますので、実態にかかわらず、判断した方がよいと思います。

事務局：要綱上に特定の団体名等が規定してあれば制度外の補助ということでしょうか。

委員長：そのとおりです。それでは、特定者を限定した規定があるか否かで制度的補助と制度外補助の整理をお願いします。

委員長：補助金の交付基準については、再度整理した上での制度外の補助について考えるということで、また、制度的補助については、事業仕分けにより見直すという認識でよいか。

事務局：制度的補助について事業仕分けによる見直しをするかどうかは、もう少しお時間をいただき調整したいと思います。

委員長：もし、制度的補助を事業仕分けにしないということになれば、まず初めに制度的補助の見直しをこの委員会で行わなければならないので、早急に方向性を決めていただきたい。

事務局：第5回の会議までには、方向性を明確にしたいと思います。

委員長：補助金の交付基準について現行のものはないか。

事務局：平成10・11年度に補助金の見直し基本方針、見直し基準、対象・対象外経費については策定をしましたが、補助金の交付基準については定めておりません。

事務局：制度的補助と制度外補助の整理をし、再度、補助金の交付基準案を提示させていただきたいと思います。

委員長：今回、案としていただいた交付基準は、全てに該当しなければならないということか。

事務局：基本的には、どれか1つに該当すればよいということではなく、全てに該当すべきという趣旨で考えております。

委員長：公益性と補助による利益を受ける人等の数は必ずしも一致するものではないので、その点を踏まえ、再度整理した方がよいと思う。

委員長：今の段階で何か質問等がありますか。

委員：他市を見ると、補助金の見直し期間を入れた方がよいのでは。

事務局：制度の運用上の問題と考えていたため、除いたものですが、再度検討したいと思います。

委員：制度的な補助を審査するためには、その業務にかかわっている職員の人件費を含めて行うべきと思います。

(2) その他

- ・第6回の開催日時を次のように決定
第6回 10月5日(月)午後1時から
- ・次回の会議までに事務局で用意する資料について確認
 - ・制度的補助と制度外補助の整理
 - ・補助金交付基準案

4 閉会